



熱中症に注意!! 予防のためにこまめな水分、塩分の補給を心がけ、休憩も十分に取らしましょう。

建設長崎

7 July No.709

2024年7月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

本部青年部大会 6/19

新事務局長に大水源也さん

本部青年部では、数年前に時津町北部コミュニティセンターにて、全体八十九人の参加で、本部青年部大会を開催しました。まず、副事務局長(大村)に開会の挨拶をいただき開幕。議長には山田幹事(浦上東)が選出され、方山部長(中央大浦)と佐藤委員長からの挨拶、本部役員、本部青年部スタッフ紹介を経て、一年間の活動経過が方山部長から報告されました。副事務局長からは新年度の活動方針が提案され、ともに会場の拍手で承認されました。

今年大会では事務局長が副島具巳さん(大村)から大水源也さん(佐世保中央)に交代となり、新体制で新年度を迎えます。

長きにわたり本部青年部を支えていただいた、瀬尾副部長を始めとした退任役員の皆様には、改めて感謝申し上げます。本大会の後半では、能登半島地震・防災についてと題した特別講習を実施。講師にDR.T.JAPAN NAGASAKIの今田拓郎さんをお迎えし、向井幹事(西彼)との対談方式での講話及び被災地での記録映像を視聴しました。

講演の最後には、活動への原動力として、「ありがとう」と言ってもらえること、それに尽きる」と語られた今田さんの顔は、活力に満ちているようでした。

講演後は、方山部長の団結カンパロウをもって閉会となりました。



DR.T.JAPAN NAGASAKI
DISASTER RELIEF
TECHNICAL VOLUNTEER

Facebookページ

《本部青年部役員》

部長	方山 栄治 (中央大浦支部)
副部長	副島 具巳 (大村支部)
事務局長	大水 源也 (佐世保中央支部)
事務局次長	松浦 優紀 (専従)

作業主任者講習会のご案内

①木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日	程	会場	受講料
長崎地区	令和6年10月5日(出)~6日(日)	午前9時00分~午後5時00分 (受付開始:午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には二千円の助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根もしくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者

②足場の組立て等作業主任者講習会

地区	日	程	会場	受講料
長崎地区	令和6年11月9日(出)~10日(日)	午前9時00分~午後5時00分 (受付開始:午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には二千円の助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、足場作業に3年以上従事した経験を有する者

※現在、足場作業の実務経験の要件は、『3年以上』となっておりますが、今後は『足場の組立等特別教育を受講後3年以上』に変更されることが予想されます。特別教育を受講されていない方は、早いうちに受講いただきますようお願いいたします。

【定員】 両講習とも20名(なお、受講者が10名未満の場合は中止する場合があります)

【受付方法】 支部にて随時受付。下記の必要書類をご提出下さい。

【必要書類】 ①受講申請書(実務経験欄の証明が必要) ②運転免許証など本人確認ができる証明書の写し ③受講料 (学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、ご提出ください) ※証明写真は講習会当日に撮影します

※注意 個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合、第三者の証明が2名分必要になります。

【問い合わせ先】 長崎労働局登録教育機関 長崎県建設技術専門学校本部 (TEL095-861-9261) 登録No.025-1(足場) No.025-3(木建)-有効2024年12月-

第64期全建総連 全国主婦交流集会 6/20~6/21 広島

〜折りの折り鶴の行方〜千羽鶴未来プロジェクトに参加して

昭和三十年(一九五五年)五月、原爆症患者が多数入院していた広島赤十字病院に慰問の手紙が届き、その手紙に同封されていた折鶴に目をとめた「佐々木偵子」さんは、鶴を千羽折ると願いが叶うと信じ、病気が(白血病)が治るように願って毎日病床で鶴を折り続けた。と言うのが千羽鶴プロジェクトで作られたグッズ

私達は、千羽鶴は奉納された後一年くらい経つと、あとは焼却かなと考えていました。ところが企業と連携してリサイクルをする取り組みが行われており、鶴を解体して和紙と一緒混ぜ合わせて、メモ帳・ハンカチ・鉛筆などになることを知りました。ただ、千羽鶴に使用された紙全てが再利用できるのかというと、それは大間違いで、淡色のものしか再利用できません。金・銀の折り紙・光沢紙・広告紙・コピー用紙・ストロー ↓ ゴミ

赤・黄・緑・青・黒などの濃い色 ↓ ダンボール

の濃いう事でした。ま

山形マズ子(浦上西支部) 本部主婦会会長

再利用にはとても費用がかかりますが、取り組む企業もやと五十社ほどに増えてきているそうですので、継続していけば、毎年折り鶴を捨てた千羽鶴が、捨てられることなく再利用できるのかなと思いました。

この「千羽鶴解体・再生グッズ作成体験(千羽鶴未来プロジェクト)」は、障碍者の皆さんやそれに関わる方達の、資源の活用、足元から考えたいと思いたした。

貴重な体験をさせていたいただきまして、誠にありがとうございました。

熱中症の応急処置

もし熱中症になってしまったら、落ち着いて状況を確認して対処しましょう。最初の措置が肝心です。

熱中症 予防情報サイト(環境省)

ポイント1 熱中症を疑う症状がありますか? (めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛、不快感、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温)

↓はい

ポイント2 呼びかけに応えますか? → はい → 涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

ポイント3 水分を自力で摂取できますか? → はい → 水分・塩分を補給する

ポイント4 症状がよくなりましたか? → はい → 医療機関へ

いいえ → 救急車を呼ぶ (救急車が到着するまでの間に応急処置を始めましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には、無理に水を飲ませてはいけません)

いいえ → 涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす (氷のうなどがあれば、首、腋の下、太腿のつけ根を集中的に冷やしましょう)

本人が倒れた時の状況を知っている人が付き添って、発症時の状態を伝えましょう

建設業関連の法律（第3次・担い手確保法）の改正について

インフラ整備の担い手であり、災害時における地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるように、担い手3法（建設業法・入契法・品確法）の一部改正が行われ、公共工事だけでなく民間工事においても最低ルールの底上げがはかられます。

改正の要点

■建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正（入契法）

- ①労働者の処遇改善（適正な労務費の確保、原価割れ契約の禁止）
- ②資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止（資材高騰分の転嫁、情報の提供義務）
- ③働き方改革の推進と生産性向上（長時間労働の是正、現場管理の効率化）

■公共工事の品質確保に関する法律の一部改正（品確法）

- ①担い手確保（休日の確保・賃上げ、人材確保、工期の平準化、適切な価格転嫁）
- ②地域建設業等の維持（適切な入札条件での発注、災害対応力の強化）
- ③生産性向上（ICTの活用による維持管理、新技術の活用促進）
- ④発注体制の強化（発注職員の育成、広域的な連携体制の構築、指針に基づく指導強化）

※詳しくは国土交通省のホームページ、又は建設長崎のホームページトピックスをご覧ください

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律 概要

令和6年6月12日成立 令和6年6月19日公布・施行*（測量法改正の7年4月施行部分を除く。）

背景・必要性 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17法18）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（H12法127）及び測量法（S24法188）の改正
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けるため、以下の喫緊の課題の解消に取り組む必要

担い手確保 働き方改革・処遇改善の推進、適切な価格転嫁
 地域建設業等の維持 適切な入札条件での発注、災害対応力の強化
 生産性向上 新技術の活用促進、技術開発推進
 公共工事等の発注体制の強化

これらの課題に対し、公共工事から取組を加速化・牽引することで、将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等を実現

改正の概要

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

休日の確保の推進（基本理念・国・地方公共団体・受注者）

- ・国が実態を把握・公表し、施策の策定・実施
- ・自治体内の関係部局が連携した平準化の促進

処遇改善の推進（国・発注者・受注者）

- ・労務費・賃金の支払実態を国が把握・公表し、施策を策定・実施
- ・能力に応じた適切な処遇の確保
- ・適切な価格転嫁対策*による労務費へのしわ寄せ防止
- ※スライド条項の設定、運用基準の策定、適切な代金変更

担い手確保のための環境整備（国・地方公共団体・受注者）

- ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な措置*の実施
- ※訓練法人支援、学校と業界の連携、外国人など多様な人材確保
- ・品質確保や担い手の活動につき国民の関心を深める広報活動
- ・担い手確保に留意した調査等に係る資格等の評価・運用の検討

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

適切な入札条件等での発注の推進（発注者）

- ・地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模等による発注等

災害対応力の強化（受注者・発注者）

- ・災害対応経験者による被害把握
- ・技術力ある業者と地域の業者が連携した迅速復旧、技術移転等
- ・災害工事での労災保険契約の締結促進、予定価格への反映

3. 新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の促進（基本理念・発注者）

- ・調査等や発注から維持管理までのICT活用（データの活用、データ引継等）
- ・脱炭素化の促進・新技術活用の適切な評価、予定価格への反映

技術開発の推進（国）

- ・技術開発の継続的な推進、民間事業者間の連携促進

4. 公共工事の発注体制の強化

発注者への支援充実（国・地方公共団体）

- ・発注職員の育成支援、発注事務の実態把握・助言
- ・維持管理を広域的に行うための連携体制構築

入札契約の適正化に係る実効確保（国）

- ・国が定める入札契約適正化指針の記載事項に「発注体制の整備」を追加
- ・指針に即した措置の実施を発注者に助言・勧告

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

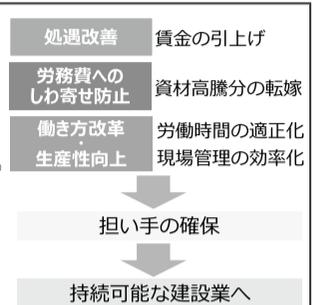
背景・必要性

建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間
 建設業* 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
 全産業 494万円/年 1,954時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合(%)内
 [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



法案の概要

1. 労働者の処遇改善

労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

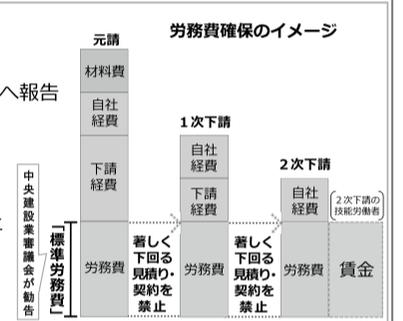
標準労務費の勧告

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

契約前のルール

- ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

契約後のルール

- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務* ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

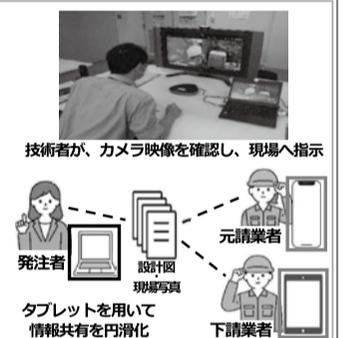
3. 働き方改革と生産性向上

長時間労働の抑制

- ・工期ダンピング対策を強化
(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

ICTを活用した生産性の向上

- ・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
- ・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)
→特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
- ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化 (ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



【目標・効果】 全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）
 (KPI) 技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）

国民年金基金に加入して 充実した年金受け取りを！

人生100年時代 老後の備えに 国民年金基金

税制のメリットを生かし 老齢基礎年金の上乗せを 所得税・住民税を軽減できます

建設長崎は、全国国民年金基金と「加入希望者紹介契約」を締結しています。

【国民年金基金制度とは】

自営業者などの国民年金加入者が、一定の掛金を国民年金に上乗せして加入し、より充実した年金を受け取る積立方式の年金です。

【加入できる人】

- ・国民年金の第1号被保険者で保険料を納めている方（20～59歳）
- ※ただし、免除申請の人や農業者年金の人など一部を除く
- ・国民年金に任意加入している方（加入期間が40年未満か海外在住の方）

【特徴】

- ・掛金は全額「社会保険料控除」、受け取る年金は「公的年金等控除」の対象です。(所得税・住民税を軽減できます)
- ・基本は終身年金で受け取る年金額は生涯変動せず、万が一の時は、ご遺族に一時金が支払われます。(B型を除く)。
- ・掛金は一時停止や増減もでき、無理なく続けられます。

まずは資料請求！

●国民年金基金のご加入・ご検討をお考えの方は、各支部窓口においてある「資料請求用紙」をご記入の上、FAX（095-862-5281）をお送りください。

国民年金基金 5つのメリット

1 終身年金が基本

- ・65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2 年金額が確定、掛金額も一定

- ・掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- ・加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）

3 税制上の優遇

- ・掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で所得税・住民税が軽減されます。
- ・受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- ・遺族一時金は全額非課税です。※2024年1月現在

小規模企業共済の 所得控除を受けていても さらに節税が可能です！

4 万が一のときは家族に一時金

- ・万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので掛け捨てになりません。(B型を除く)

5 自由なプラン設計

- ・ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- ・加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- ・掛金を年度前納すると、割引があります。

制度に関するお問合せ先 全国国民年金基金長崎支部 ☎ 0120-65-4192

支部だより

中央大浦支部 親睦旅行会 合併後、初の旅行会

梅雨真ただち中の六月二十二日、二十三日の二日間、中央大浦支部では、合併して初めてとなる支部親睦旅行会を開催。二十名の参加で天草・熊本を巡りました。

参加者全員がバスに乗り、馬渡支部長のあいさつに続き、まだまだ朝早い時間(八時三十分前)ですが、早速乾杯の音頭と共に宴会のいや旅行会がスタートしました。

最初の目的地は天草沖でのイルカウォッチング。海上は少々波が高めですが、スポットに到着するとすぐイルカが姿を見せ始めました。イルカが船の近くによつて来たり、ジャンプするたびに「見えた。見えた。」と皆さん大歓声、予想以上に大興奮でした。その後、天草と言えば「海の幸」ということで、豪華海鮮の昼食でおなかを満たし、キリスト教解禁後、天草で最も早く造られた大江天主堂の美しい建物や内部のステンドグラスを見学し、早めに宿に到着。

夕食時にはおいしい料理を味わいながら、恒例の大カラオケ大会が幕を開けました。次から次に自慢の持ち歌と歌声を披露し、時間の限り楽しいひと時を過ごしました。

二日目は、魚介類や地元の名産品を使ったお土産などが並ぶ物産館からスタート。日本一の天草四郎像をバックにみんなで集合写真の記念撮影。

その後、復旧工事の進む熊本城をゆっくり見学。ここで、これまで雨の予報を覆し何とか持ちこたえていた天気が崩れだし、雨が!!「あと半日持ってくればよかった」と口々にしながらも、きれいに仕上がった熊本城を見て回っていました。

夕食をはさみ、最後の目的地トウモロコシ狩り体験へ。しかし、肝心のトウモロコシがほとんど見当たりにません。時期的に遅かったことと、午前中に来られた別の団体が予想以上に取ってしまったため、ほとんど残っていない残念な状況でした。すると見かねた農家の方がお詫びにと直売所でメロンの試食を提供。それを食べた皆さん「甘くて、おいしい」と、農家さんの策略?にまんまと嵌まり、売り物のメロンに手が伸びていました。

飲み疲れたのか、帰りの車内は驚くほど静かで、ゆっくり(ぐっすり)と過ごし帰路につき、中央大浦支部となった初めての親睦旅行会は終了しました。

市南支部 親睦旅行会 十数年ぶりの開催も、 出発直後に...

市南支部では少人数ではありますが、十数年ぶりに親睦旅行会を六月八日(九日)に開催しました。

目的地、佐賀県方面へ出発した直後、リラックスしている組合員さんがいるなと思いきや、車酔いをしたとのこと。持っていた酔い止めを渡すもお昼過ぎまでは回復されませんでした。

さて、今回の旅では二日間をかねお城を巡る行程。「佐賀城本丸歴史館」「唐津城」「名護屋城博物館」の三箇所。各所とも歴史的な話を伺い、建造物としてのお城のすごさを感じました。

初日の昼食は、「増田の小城羊羹本舗」で済ませた後、お土産で羊羹や丸ぼうろを購入。その後はお城の見学、宝くじが当たると言われる神社、「宝当神社」に向かい、宝くじを購入後に祈願してきました。

宿泊地は唐津ということ、虹の松原を抜け宿へ到着。朝からアルコールも入っており、夕食までの間はしばし休憩。

夕食では、海鮮やお肉など大満足。その後はカラオケも皆さん楽しまれ無事初日を終えました。

二日目は朝から呼子朝市



に足を運び、食べ歩きやお土産を購入。昼食には、呼子と言えば「イカの生造り」。昼食後には皆さん、「もう食えん」「お腹いっぱい」という表情。

ここからは、長崎を目指しながらお昼寝タイム。途中で、佐世保市城間町にある「梅が枝酒造」を訪れ、酒蔵の見学を試飲。

また、近くの「無窮洞」を見学。戦時中に子供たち

の手で掘ったという事で、歴史、平和の尊さを考えさせられました。

帰路の途中、「人は少なかったけど楽しかった」「またせんばよ」「次はもっと人ば寄せせんばね」と声をいただきました。次回はたくさんの方の参加の下、開催を検討していきたいと思っております。



別の団体が予想以上に取ってしまったため、ほとんど残っていない残念な状況でした。すると見かねた農家の方がお詫びにと直売所でメロンの試食を提供。それを食べた皆さん「甘くて、おいしい」と、農家さんの策略?にまんまと嵌まり、売り物のメロンに手が伸びていました。

飲み疲れたのか、帰りの車内は驚くほど静かで、ゆっくり(ぐっすり)と過ごし帰路につき、中央大浦支部となった初めての親睦旅行会は終了しました。

令和6年度 支部大会開催日程

開催日	支部名	会場	時間
8月28日(水)	島原	マーキーズ	18:00
8月29日(木)	佐世保東	広田地区コミュニティセンター	19:00
	中央大浦	長崎地区労会館	19:00
8月30日(金)	諫早	勤労者福祉会館	19:00
	佐世保中央	JAさせぼホール	18:00
9月2日(月)	市南	長崎南商工会	19:00
	浦上東	組合本部	19:00
9月3日(火)	東長崎	東公民館	18:30
9月4日(水)	浦上西	組合本部	19:00
9月9日(月)	西彼	時津町北部コミュニティセンター	19:00
	平戸	旗松亭	18:00
9月10日(火)	大村	支部事務所	19:00
	北松	サンパーク吉井	18:30
9月18日(水)	佐世保北	中里皆瀬地区公民館	19:00

西彼支部 時津分会旅行 上陸できるかドツキドキ! 行くで軍艦島!

「ガンショークンやんか!」この名前でピンときたアナタ、時津分会旅行の行先がどこかわかりましたか?そう、本日六月九日(日)一行は軍艦島に上陸しております。

冒頭のセリフは、クルーズ船で行われた、くじ引きの当選商品に対する砂川分会長の一言。今回の軍艦島クルーズ旅行の発案者でもあります。

時は少し遡り、六月八日(土)、老若男女二十三名の参加者に乗せたバスは伊王島・アイランド長崎へと走ります。

今回は趣向を変えて、近場でゆつたりをテーマに、出発は遅め、自由時間を多めにとった旅程にしたところ、お子様にも参加いただける旅行になりました。

ホテルに到着してからは温泉で体を休め、宴会へ。食べて飲んで歌って身心ともにリフレッシュ。部屋に戻ってさらに飲み明かした翌日、冒頭の軍艦島へ。

天候等の条件次第では、上陸できないこともあるのですが、結果は既に皆さんご存知の通り。

地元民が故、軍艦島は行ったことがない方もおられ、改めてその歴史的・文化的価値を知る良い機会となりました。

クルーズ後は中華街でお腹一杯食べて飲んで、帰路につかれました。



建退共は若い頃からの加入が有利

事業所へ若手を迎えるには退職金制度が不可欠

退職金のない職場では安心して働きません



ここがおススメ建退共

①国の制度ですので安定運営ができます。
②公共工事では、元請負担で下請事業者へ掛金が納付されます。民間工事でも、元請企業によっては元請負担で掛金納付される場合もあります。

受け取り退職金額の見込み表

納付月数	退職給付金額
12月(1年)	24,192円
24月(2年)	161,280円
60月(5年)	414,087円
120月(10年)	893,559円
240月(20年)	1,933,479円
360月(30年)	3,038,919円
480月(40年)	4,268,007円

- ①左の表は、2021年10月1日以降に加入した場合の金額です。
- ②退職金支給額は、21日分を1ヵ月とみなして計算した場合です。
- ③2021年10月1日時点の予定運用利回りは1.3%です。予定運用利回りは経済状況等に応じ変動します。
- ④加入月数が23ヵ月以下の場合には元本割れします。

建退共の制度を詳しく知りたい

詳細は各支部にお問い合わせください。下記でも内容確認が可能です。

◆全建総連ホームページ 建退共の紹介部分 http://www.zenkensoren.org/news_page/kentaikyo/

◆建退共ホームページ <https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

70歳以上の方へ【高齢受給者証発送】 ご自宅のポストをご確認ください!!

●「高齢受給者証」は大切に保管ください

70歳以上の方には、75歳で後期高齢者医療制度に移行するまでの期間、「高齢受給者証」を交付しております。

「高齢受給者証」とは、医療機関の窓口にて医療費の一部負担金の割合（2割もしくは3割）を示す証明書であり、医療機関等で受診される際は必ず保険証と一緒に窓口へ提示しなければなりません。

●7月は「高齢受給者証」の更新時期です

「高齢受給者証」の有効期限は8月～翌年7月までの1年間です。毎年、8月1日を基準日として自己負担割合を判定し、7月中旬に新しい「高齢受給者証」を発行しております。今年度も7月下旬頃に発送いたしますので、外出時、ご帰宅時の際にはその都度ポストをご確認いただくようお願いいたします。

※「高齢受給者証在中」と記載されたグレーの封筒をご確認ください。

●「高齢受給者証」の交付手続きについて

長建国保では、マイナンバー（個人番号）により所得情報を確認し、自己負担割合の判定を行っております。お手元の「高齢受給者証」の一部負担金の割合は必ずご確認いただき、ご不明な点等ございましたら所属支部、または長建国保までご連絡ください。

【郵送】保険証更新 新しい保険証をお送りしました。 確実に受け取りください!!

●郵送更新～簡易書留にて発送

もう既にお受け取りになられた方も多いと思いますが、今年度の更新分の保険証（令和7年7月31日有効期限）は簡易書留郵便でお送りいたしましたので、ご確認ください。

●再配達の手続き確実に！

外出等によりお受け取りができなかった場合は、ご不在連絡票がポストに投函されますので、早急に再配達の手続きをお願いいたします。

手続きがなされず、そのまま郵便局での保管期間を過ぎますと、一旦長建国保へ差し戻しとなりますので、保険証のお渡しが遅くなってしまいます。

再配達の手続きは確実に行っていただくようお願いいたします。

●新しい【桃色】の保険証の内容をご確認ください。

新しい保険証の色は【桃色】になります。お受け取りになられた方は、内容等に不備がないかをご確認ください。

※旧保険証（水色）の回収は行いません。ご自宅にて破棄をお願いいたします。

マイナ受付 マイナンバーカードをお持ちの方は医療機関を受診の際にカードリーダーで受付を!!

医療機関を受診の際に、マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。表示された画面の指示に沿って受付をしてください。

※不明点等ございましたら、医療機関の職員までお声掛けください。

①マイナンバーカードを読み取り口に置いてください。

※カバー等は外してください。

※顔写真を表にして横向きにおいてください。

②認証方法を選択し、本人確認をします。

・顔認証

・暗証番号（4桁）

※暗証番号を連続して間違えると不正防止のため、ロックがかかります。

※認証が上手くいかない方は医療機関の職員までお声掛けください。

③案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。

情報提供に同意すると、医師・歯科医師・薬剤師が過去の診療情報を確認できるようになり、データに基づくよりよい医療が受けられます。

※「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合は、「マイナ受付」の初回登録の方法に沿って対応してください。初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。

④マイナ受付完了です。

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。

カードの取り忘れにご注意ください。

令和6年度巡回健診 お申し込みをお待ちしております!!

令和6年度巡回健診実施日程（予定）

実施日	健診時間帯	地区	健診会場（予定）
8/25(日)	9時～12時	大村	大村市中央公民館 (シーハットおおむら敷地内)
9/1(日)	9時～12時	北松	相浦地区コミュニティセンター
9/8(日)	9時～12時	佐世保	広田地区コミュニティセンター
9/29(日)	9時～12時	諫早	高城会館（諫早）

【お申し込みに関するお願い】

※巡回健診のお申し込みは準備の都合上、**実施日の2週間前必着**で組合へお申し込みください。

※お申し込みの重複が発生しております。お申し込みは1回のみ行っていただければと思います。お申し込みをしたか不安な方は、長建国保まで、お問い合わせください。

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※規定料金は告知なく変更される場合がございます。正確な料金は各温泉施設までお問合せ下さい。

2024.7.1 現在

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 休日料金	規定料金	割引料金 （マイナンバーカード提示）	補助券の額 （温泉券利用）	利用者負担 （自己負担）	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
	i+Land nagasaki (旧) やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町1丁目3277-7 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
	喜道庵	大人			1,000円	-	▲300円	700円	西彼村郡長与町岡郷2762-1 095-887-4126
道の尾温泉 ※料金改定が行われています。	大人			800円	-	▲300円	500円	西彼村郡長与町高田郷284 095-856-2631	
ゆりの温泉	大人	発券機に「950円」、「650円」ボタンがあります。 マイナンバーカードの提示が必要です。	1,090円	▲140円	-	950円	西彼村郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617		
			1,090円	▲140円	▲300円	650円	西彼村郡長与町高田郷2289-2 095-856-2617		
県央地区	サンスバ おおむら ゆの華	大人			820円	▲120円 【マイナンバーカード 提示に無関係】	▲300円	400円	大村市森岡町663-3 0957-50-1126
	青雲荘	大人			880円	-	▲300円	580円	雲仙市小浜町雲仙500-1 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			500円	-	▲300円	200円	
	望洋荘	大人 [16:30～21:30]	大人(高校生以上) [7:30～16:30]	550円	-	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141	
			大人 [16:30～21:30]	330円	-	▲300円	30円		
	雲仙市にお住いの方のみ (保険証・運転免許証をご提示ください) 大人(60歳以上) [7:30～21:30]				209円	差額は返金されません。		0円	
いいもり月の丘	大人				520円	-	▲300円	220円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141
県北地区	国民宿舎 くじゃく荘	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼村郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	-	▲300円	300円	東彼村郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイス ガーデンサセボ(※1)	大人			900円	-	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレイ ばってんの湯(※1)	大人			800円	▲160円	▲300円	340円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人	平日	800円	-	▲300円	500円	東彼村郡佐佐見町長野郷558-3 0956-76-9008	
			土・日・祝	850円	-	▲300円	550円		
	鹿町温泉 やすらぎ館	大人				660円	-	▲300円	360円
平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人				1,000円	-	▲300円	700円	平戸市田平町野田免210-6 0950-57-1110

(※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

重要 就労調査に関するご協力をお願い (組合員資格(職種)の再確認)

ご案内は7月上旬に発送しております。
所属支部へ提出をお願いいたします。

長建国保では、建設労働者である組合員資格（職種）の再確認と無資格者の加入防止のため、厚生労働省の指導に基づき組合員の職種の再点検「就労状況調査」（以下「就労調査」。）を定期的（3年に1度）に実施しており、本年が調査の年となります。

就労調査の取り組みには、組合員とご家族の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。皆様のご協力を切にお願いいたします。

●対象者

令和5年12月31日現在加入の長建国保組合員

●提出していただくもの

・調査票（オレンジ色）

・「建設業に従事していることを証明する書類（証明書類）」

→（例）登記簿謄本、確定申告書の写し、就労証明書等

調査票（オレンジ色）に記入いただき、証明書類と合わせて

所属支部へ提出をお願いいたします。

調査にご協力いただいた方には、「常備薬セット」をお渡し

いたします。

●提出期限

令和6年11月末日

●未提出の方は資格喪失

所属支部の要請に応じない場合や提出期限までに調査票、証明書類を提出しない場合は、厚生労働省の指導により無資格者とみなして、組規約に基づき保険証を返還の上、資格喪失となります。

また、建設労働者として加入した後に廃業または転職された方は、速やかに所属支部へ届を出して下さい。

詳細につきましては、届きました案内をご確認下さい。

その他、お問い合わせは所属支部までご連絡下さい。

